

## 大多喜町自動車運転免許取得支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、普通自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得する者に対し、その免許の取得を支援することにより、就業の安定や生活における利便性の向上を図るため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則(昭和55年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 助成金の交付申請時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 助成金の交付を受けてから3年以上、本町に居住する意思があること。
- (3) 助成金の交付申請時において、交付対象者及び同居している者に本町から賦課されている町税等の滞納がないこと。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、大多喜町自動車学校での免許を取得する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金の額は、30,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 交付対象者は、大多喜町自動車運転免許取得支援事業助成金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者及び同居している者の住民票の写し
- (2) 取得した免許の写し
- (3) 大多喜町自動車学校での免許取得のための教習に要した経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、免許を取得した日から1年以内にしなければならない

い。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する交付決定通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が助成金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が前条に規定する理由に該当するときは、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情と認める場合を除き、既に交付された助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に大多喜町自動車学校に入校した者を対象とする。